

I P 網対応指令台への改修時における留意事項

火災通報装置は、火災通報装置の基準(平成 8 年 2 月 16 日消防庁告示第 1 号)第三、八(一)に基づき、蓄積音声情報を送出した後、自動的に 10 秒間(平成 28 年の同告示改正前の基準に適合する火災通報装置にあつては 5 秒間)の電話回線を開放し、消防機関側から呼び返し信号が送出されなかった場合は、再度蓄積音声情報を送出することとなっている。そのため、消防機関が I P 網対応指令台に改修した場合、10 秒(平成 28 年の告示改正前の基準に適合する火災通報装置にあつては 5 秒間)以内にコールバックの処理が完了しない場合、I P 網対応指令台と火災通報装置間で通話が成立しない。

現在、I P 網対応指令台においてコールバックボタンを押下した後、当該指令台や I P 網上における電子処理により最大 4 秒程度を要するおそれがあることが確認されていることを踏まえると、指令台改修時においては、次の 1 及び 2 の対応を実施することが適当であると考えられる。

1 光 I P 受理回線[※]と指令台の接続方法について

光 I P 受理回線と指令台が消防本部に設置している交換機を介して接続する場合には、交換機における電子処理に時間を要する可能性があるため、光 I P 受理回線と I P 網対応指令台を直接接続すること。

[※] I P 網と指令台を接続する回線をいう。

2 呼び返し予約機能の実装について

火災通報装置から通報があった際に送出される蓄積音声情報が消防機関側で再生されている間にコールバックボタンを押下すれば、蓄積音声情報の再生終了と同時に、コールバックを自動的に送信する「呼び返し予約機能」を実装すること。なお、当該機能は指令台が基本的に有している機能ではないことから、実装にあたって必要となる工事内容や期間等については指令台製造事業者と協議する必要があること。